

## 1. 目次

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）
- 【2】【IP ePlat】令和5年7月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）
- 【3】デザイン経営実践支援ツール「デザイン経営コンパス」を公表しました  
～自社の現状を把握し、未来に向けた取組につなげる～（特許庁）
- 【4】令和5年度外国出願補助金二次募集開始について（鳥取県産業振興機構）  
◆特許、実用新案、意匠、商標 ◆PCT特許出願、国際商標出願
- 【5】中小企業等海外侵害対策支援事業の公募開始（JETRO）
- 【6】令和5年度知財金融促進事業の公募開始（特許庁）
- 【7】「IPランドスケープ支援事業」第9回公募を開始いたしました！（INPIT）
- …… イベント情報 …… ■
- 【8】ひろしま知財経営講座＜基礎実践コース＞（ひろしま産業振興機構）
- 【9】「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）操作方法実務講習会」開催の  
お知らせ（INPIT 鳥取県知財総合支援窓口）
- 【10】『開放特許 WEB 説明会』のご案内（【2023 知財ビジネスマッチング会  
in とっとり】事前イベント）（鳥取県産業振興機構）
- 【11】「（初級）商標調査研修（審査官の視点を学ぼう!）」～受講者募集！～  
（INPIT）
- …… ■
- 【12】【知財コラム】 パテントGO！  
「キャラクターものと契約」  
日本弁理士会中国会 弁理士 田辺 義博
- …… ■
- 【13】J-PlatPat メンテナンスのお知らせ（INPIT）

## 2. 内容

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）

2023年9月1日より、国際出願関係手数料が改定されます。

2023年9月以降に本手数料の納付をする場合は、手数料の額及び適用関係に御注意をお願いいたします。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_tesuukaitei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_tesuukaitei.html)

- 【2】【IP ePlat】令和5年7月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）

無料で学べる INPIT の e-ラーニングサイト「IP ePlat」にて、下記のコンテンツがリリースされました。是非ご視聴ください。

◆ IP ePlat のご紹介

◆ リアルな最新事例で学ぶ！ 強い経営・次の一手～知って得する知財マネジメント～（第3回／第4回）

◆ ディープテック系スタートアップの成長と知財・法務（第4回／第5回）

▽ 詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230705.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230705.html)

-----  
【3】デザイン経営実践支援ツール「デザイン経営コンパス」を公表しました  
～自社の現状を把握し、未来に向けた取組につなげる～（特許庁）  
-----

このツールは、企業の経営者や社員の皆さまに社内で活用いただくこと、また、支援機関・支援企業の皆さまに伴走支援などの場面で活用いただくことを想定して制作したものです。内容は改変可能です。活用方法の詳細は、「デザイン経営コンパス活用ガイド」をご覧ください。

▽ 詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design\\_keiei/compass.html](https://www.jpo.go.jp/introduction/soshiki/design_keiei/compass.html)

-----  
【4】令和5年度外国出願補助金二次募集開始について（鳥取県産業振興機構）  
◆特許、実用新案、意匠、商標 ◆PCT特許出願、国際商標出願  
-----

外国へ出願する費用を以下のとおり助成します。申請期間が短くなっておりますのでご注意ください。また、外国出願計画がある場合は、必ず出願前にご相談ください。

【申請期間】7/18(火)～8/31(木) 17時まで。

【対象企業】鳥取県内に本社・事務所・工場等を持つ中小企業者、県内で事業をしていれば、個人事業主や協同組合も対象

【問合せ／申請先】

公益財団法人鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター

担当：山本

電話：0857-52-6722 FAX：0857-52-6674

メール：ayamamoto@toriton.or.jp

▽ 特許、実用新案、意匠、商標の詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://www.toriton.or.jp/?p=21434>

▽ PCT 特許出願、国際商標出願の詳細は以下のウェブサイト参照ください。▽

<https://www.toriton.or.jp/?p=21436>

---

【5】中小企業等海外侵害対策支援事業の公募開始（JETRO）

---

中小企業等海外侵害対策支援事業としてそれぞれ、以下の通り助成します。

◆冒認商標無効・取消係争支援事業

【応募受付期限】10/31(火) 17時（予算がなくなり次第終了）

【補助率】2/3

【上限額】500万円

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas\\_trademark.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas_trademark.html)

◆防衛型侵害対策支援事業

【応募受付期限】10/31(火) 17時（予算がなくなり次第終了）

【補助率】2/3

【上限額】500万円

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service\\_overseas.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service_overseas.html)

◆サポート型模倣品対策支援事業およびセルフ型模倣品対策支援事業

【応募受付期限】10/31(火) 17時（予算がなくなり次第終了）

【補助率】2/3

【上限額】400万円

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jetro.go.jp/services/ip\\_service.html](https://www.jetro.go.jp/services/ip_service.html)

---

【6】令和5年度知財金融促進事業の公募開始（特許庁）

---

特許庁では、お取引先中小企業に対し、知財の観点から経営支援を行いたい金融機関を募集します。

知財金融促進事業では、地域金融機関が、中小企業の知恵や工夫を中心とした経営資源を、知財に着目して理解した上で、事業や経営の支援を行うこと（=知財金融）を促進しています。

本事業においては、取引先中小企業について、課題や目的によらず共通的に分析が必要な項目である「知財ビジネス評価書（基礎項目編）」を作成いただける金融機関に対し、知財調査・評価や経営の専門家が、金融機関・中小企業と協力しながら「知財ビジネス評価書」および「知財ビジネス提案書」を作成致します。

【公募受付期間】 7/21(金)～10月末まで

※ただし、予定採択件数（80件程度）に達し次第、公募受付終了。

【費用】 申込者が金融機関、中小企業のいずれの場合でも無料

※応募前に知財ビジネス評価書（基礎項目編）を金融機関が作成する必要があります。（作成しない場合は費用負担（45万円））。

【対象者】

- ・ 中小企業への融資を行っている地域金融機関（地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、信用保証協会（政府系金融機関を含む））
- ・ 金融機関から自社の知財に着目した経営支援を受けたい中小企業

※中小企業からのお申込みの場合は本事業に応募することに関して金融機関へ事前に相談し、知財ビジネス評価書（基礎項目編）の事前作成やヒアリング同席等への承諾を金融機関から得ていることが必要です。

【問い合わせ先】

（受託事業者）PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004

東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー

E-mail: jp\_cons\_sme\_ip\_finance\_promotion@pwc.com

TEL : 050-1807-3573

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://chizai-kinyu.go.jp/offer-2/>

-----  
【7】「IP ランドスケープ支援事業」第9回公募を開始いたしました！（INPIT）  
-----

「市場」や「事業」の情報に「知財」の情報を合わせた分析を行い、企業の抱える経営や事業の課題に対して強みを活かした解決策を御提案し、例えば「経営計画の策定」や「販路拡大」「競争力の強化」「事業の転換」など、技術開発に限らない様々なテーマに対して支援します。

【公募期間】 7/31(月)～9/1(金) 17時締切

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/katsuyo/ipi/index.html>

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

-----  
【8】ひろしま知財経営講座＜基礎実践コース＞（ひろしま産業振興機構）  
-----

現代社会においては、良いものを作っても売れない時代が到来し、企業経営の中に知的財産（知財）を取り入れた戦略を考えることが重要になってきています。そこで、（公財）ひろしま産業振興機構では、県内の多くの中小企業のなかに知財経営を実践していく人財が育つよう、2つのコースをご用意しました。本コースでは、知財の必要性を理解された方に対して、知財活動の基本パターンを知り、自社の課題に適した基本的な知財の対応を実際に行動できるようになって頂くことを目的としています。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

#### 【プログラム概要】

◆講座 1：9/1(金)13:30～16:00

「事業を始めるときの知財活動 ～知財を活用して経営戦略を立てる～」

◆講座 2：9/8(金)13:30～16:00

「商品を開発するときの知財活動 A ～知財調査と契約でリスクを回避する～」

◆講座 3：9/15(金)13:30～16:00

「商品を開発するときの知財活動 B ～商品の独自性を知財でどう守るか～」

◆講座 4：9/22(金)13:30～16:00

「販売を始めるときの知財活動 ～知財を活用して販売力を高める～」

【開催方法】オンライン（zoom）

【参加費】無料

【定員】各講座12名 ※先着順

【対象者】業界・業種・企業規模・役職問わない（広島県内の人）

【申込締切】各回、開催日の1週間前

【お問合せ先】

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ものづくり革新統括センター  
知財支援担当（秦）TEL：082-240-7718

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.hiwave.or.jp/event/37881/>

-----  
【9】「J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）操作方法実務講習会」開催のお知らせ（INPIT 鳥取県知財総合支援窓口）  
-----

特許・商標・意匠などを調べることができる無料の検索ツール「J-Plat Pat（特許情報プラットフォーム）」と、画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）の使用法講習会を開催いたします。

1人1台のタブレットをご用意いたしますので、タブレットを操作しながら、検索方法を実習していただくことができます。

ぜひこの機会にお申し込みください。

【鳥取会場】9/1(金) 13:30～16:00

鳥取県立図書館 2階 大研修室（鳥取市尚徳町101）

【米子会場】9/7(木) 13:30~16:00

米子市立図書館 2階 研修室1 (米子市中町8番地)

【参加費】無料

【定員】各会場10名

※定員となり次第、締め切りとさせていただきます。

【申込締切】8/25(金)

【お問い合わせ・申込先】

INPIT 鳥取県知財総合支援窓口 TEL:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674

E-mail:torimado@toriton.or.jp

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/news/cat1624/-\\_html](https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/tottori/news/cat1624/-_html)

---

【10】『開放特許WEB説明会』のご案内 (【2023知財ビジネスマッチング会 inとっとり】事前イベント) (鳥取県産業振興機構)

---

当機構では、令和5年9月1日より昨年と同様のリモート形式にて「2023知財ビジネスマッチング会 inとっとり」を開催します。本年度は以下の大企業11社 (開放特許技術紹介および技術講演) およびベンチャー企業1社 (技術講演) にご参加頂きます。

大企業の開放特許は、令和5年9月1日より鳥取県知的所有権センターの専用HPで紹介いたしますが、事前イベントとして令和5年8月22日(火)、8月25日(金)に『開放特許WEB説明会』(第1回、第2回)を行います。ぜひお申込みください。

【開催日時】

第1回目:8/22(火) 13:30~15:30

第2回目:8/25(金) 13:30~15:50

【申込締切】8/10(木) 17時必着

【お問合せ先】

(公財) 鳥取県産業振興機構 経営支援部 知的所有権センター  
担当:山本、芦崎、石田

〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7丁目5番1号

TEL : 0857-52-6722 携帯 : 080-8247-2185 (芦崎)

FAX : 0857-52-6674

Email : chizai@toriton.or.jp

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.toriton.or.jp/topics/%e3%80%8e%e9%96%8b%e6%94%be%e7%89%b9%e8%a8%b1web%e8%aa%ac%e6%98%8e%e4%bc%9a%e3%80%8f%e3%81%ae%e3%81%94%e6%a1%88%e5%86%85%ef%bc%88%e3%80%902023%e7%9f%a5%e8%b2%a1%e3%83%93%e3%82%b8%e3%83%8d%e3%82%b9/>

---

【11】「(初級) 商標調査研修 (審査官の視点を学ぼう!)」～受講者募集!～  
(INPIT)

INPIT (インピット) は、(初級) 商標調査研修 (審査官の視点を学ぼう!) をオンラインで開催します。

本研修では、特許庁審査官 0B の弁理士等を講師に迎え、商標制度の概要、商標審査の考え方、商標検索に必要な事項について、講義だけではなく、検索実習、グループディスカッションを通じて学習していただけます。ご関心のある方は、ぜひ、この機会にお申し込みください! 商標調査についてご理解の一助となれば幸いです。

【研修期間】 9/27(水)～9/28(木) (2日間)

【募集期間】 7/31(月)～8/30(水) 17時

【研修方法】 オンラインリアルタイム (配信環境: Zoom)

【募集定員】 24名 (先着順)

【受講料】 11,000円 (消費税込)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/trademark/index.html>

【12】【知財コラム】 パテントGO!

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会にご協力いただき、月2回程度配信予定です。)

■ □ ■ □	「キャラクターものと契約」
■ □	日本弁理士会中国会 弁理士 田辺 義博

しばらく前から、ゆるキャラを初め様々なご当地キャラがもてはやされています。代表格は熊本県の「くまモン」であり、近頃は大阪・関西万博の「ミャクミャク」でしょう。県や市町村の方から、よく相談を受けます。キャラクターの留意点について紹介します。

まず、キャラクターについては、キャラクター権という独自の権利があるわけではなく、主として著作権 (著作権法) の問題となります。著作権は、簡単にいえば、複製許諾 (コピー) の権利 (ライト) であり、勝手にコピーするとダメよ、というのが一つの柱ですが、実はこれだけ注意していれば良いというものではありません。

権利の帰属と行使制限の問題があります。ここでは、県がキャラクターデザインを公募し、採用後、着ぐるみも作る場合を考えます。

1) 公募段階：(A) 採用された場合は、著作権は、翻案権等（著作権法27条）および二次的著作物の利用に関する原作者の権利（同28条）を含め、著作権に関する総ての権利が県等に帰属する旨、および（B）著作者人格権は行使しない旨を明示する必要があります。採用された後に、応募作品に一切の変更を認めない、と原作者に言われてしまうと、利用者側の利便性が著しく損なわれるためです。

2) 契約段階：上記の文言に沿った契約書を作成します。特に留意する点は、上述の条文27条、28条は明示する必要があり、明記されていないと、たとえ「総ての権利を譲渡する」と文言が記載されていてもこの部分が譲渡されていないこととなります。譲渡を受けていないと、原画の配色、ポーズなどを変更しての使用が一切認められず、ひこにゃんはこの契約が不十分であり民事調停まで発展しました。また、この譲渡を受けていないと着ぐるみやぬいぐるみの製造もできなくなります。山口のエコハちゃんは、契約は大丈夫だったのですが、いざ立体化したときピカチューに似てしまい問題となりました。

3) 外注段階：着ぐるみを外注する場合、原画に表れていない背面について必要な創作を外注先がおこなうことがあります。それはそれで著作権が発生しうるので、外注先にも著作権譲渡の契約を念のためしておいた方が良いでしょう。

4) バリエーション展開段階：特定のシールのみを使用許諾であれば問題は生じないですが、人気キャラクターとなるほど、様々な改変使用要望が利用者から出てきます。あまりに改変したものと同一性保持権を原作者から主張されます。例えば、せんべいの焼き印にしたとき原作者が特にこだわった部分が潰れたとすれば、問題となる可能性があります。この同一性保持権は、契約では絶対に譲渡できない部分であり注意が必要です。原作者の名誉・声望を害するような改変利用は認められません。サザエボン（パカボン+サザエさん）事件が有名です。

5) その他：せんとくんの様に、それはないだろう戦略？で一躍有名にする方法もありますが、要は、原作者との関係、および、有償であるかを含めての使用許諾のルール作り、運用が実際には重要と思います。

■ ..... ■

#### 【13】J-PlatPat メンテナンスのお知らせ（INPIT）

-----

2023年8月11日(金)以降、当面の間、OPD 照会において US 出願のドシエ情報の取得ができなくなる可能性があります。(特許庁サーバー経由で接続されている US サーバーとの通信が不通となるため。)

※ US 出願のファミリー情報、分類・引用情報、書類一覧、書類実体

